

魚津市告示第68号

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金交付要綱の一部改正
について

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金交付要綱（令和3年魚津市告示第39号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

魚津市長 村椿 晃

第2条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

（3） 新生活応援世帯A 令和5年3月1日以降に婚姻した世帯であつて、夫婦ともに婚姻日における年齢が30歳以上39歳以下かつ令和5年度（4月から6月までの期間に申請しようとするときは、令和4年度）の本人及び本人と同一の世帯員に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）の合計が500万円未満であるものをいう。

（4） 新生活応援世帯B 令和5年3月1日以降に婚姻した世帯であつて、夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下かつ令和5年度（4月から6月までの期間に申請しようとするときは、令和4年度）の本人及び本人と同一の世帯員に係る合計所得金額の合計が500万円未満であるものをいう。

第3条中「又は新婚世帯」を「、新婚世帯、新生活応援世帯A又は新生活応援世帯B」に改め、「予算の範囲内において」の次に「、当該補助金と居住誘導区域住宅取得支援補助金交付要綱（令和3年魚津市告示第40号）で交付する補助金との合計額が住宅取得額を超えない範囲で」を加える。

第5条第1項中「、新婚世帯」を「とし、新婚世帯、新生活応援世帯A及び新生活応援世帯B」に、「とし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。」を「とする。また、次に掲げる要件を全て満たすものとする。」に改め、同項第3号中「（令和3年魚津市告示第40号）」を削る。

第6条を次のとおり改める。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象住宅1棟当たり次の各号のとおりとする。

この場合において、補助金の交付は、次の各号のいずれか1回限りとする。

- (1) 子育て世帯 50万円
- (2) 新婚世帯 50万円
- (3) 新生活応援世帯A 80万円
- (4) 新生活応援世帯B 110万円

第7条第1項第2号中「写し」の次に「(子育て世帯の場合)」を加え、同項第3号中「新婚世帯」の次に「、新生活応援世帯A及び新生活応援世帯B」を加え、「のみ」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 世帯全員の所得証明書(新生活応援世帯A及び新生活応援世帯Bの場合)

第12条中「認定者は、」を「子育て世帯及び新婚世帯の認定者においては」に改め、「早い日までに」の次に「、新生活応援世帯A及び新生活応援世帯Bにおいては令和6年3月31日までに」を加え、同条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号を1号ずつ繰り上げる。

附則第2項に次のただし書を加える。

ただし、同日までに行われた第7条に規定する申請に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。

様式第1号を次のように改める。

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金
事業計画認定申請書

魚津市長

あて

申請者 住 所

氏 名

連絡先（電話）

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金の交付の対象となる旨の認定を受けたいので、魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

建築場所又は所在地	魚津市	
世帯区分 (希望するもの 1 つに ☑してください)	<input type="checkbox"/> 子育て世帯	<input type="checkbox"/> 新婚世帯
	<input type="checkbox"/> 新生活世帯 A	<input type="checkbox"/> 新生活世帯 B
延床面積（予定）	①自己の居住部分	m ²
	②居住以外の部分（併用住宅の場合）	m ²
	③合計（①＋②）	m ²
建築のとき	着工（予定）年月日	年 月 日
	完成（予定）年月日	年 月 日
購入のとき	購入（予定）年月日	年 月 日
	転入（予定）年月日	年 月 日
その他に関する事項 (☑してください)	<input type="checkbox"/> 市税等を滞納していません。（世帯全員）	
	<input type="checkbox"/> 本制度と補助対象が重複する国、県又は市の他の補助制度に申請していません。（新生活応援世帯 A 及び新生活応援世帯 B のみ）	

備考

1 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 付近見取図、配置図、各階平面図及び求積表
- (2) 住民基本台帳法に基づく世帯全員の住民票の写し（子育て世帯の場合）
- (3) 申請者の戸籍謄本（新婚世帯、新生活応援世帯 A 及び新生活応援世帯 B の場合）
- (4) 世帯全員の所得証明書（新生活応援世帯 A 及び新生活応援世帯 B の場合）
- (5) 住宅取得額が分かる書類
- (6) 前各号に定める書類のほか、市長が必要と認めるもの

2 市税等とは、固定資産税、市民税等を指します。

様式第5号を次のように改める。

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金
交付申請書兼実績報告書

魚津市長

あて

申請者 住 所

氏 名

連絡先（電話）

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援事業が完了し、補助金の交付を受けた
いので、魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金交付要綱第12条の規定に
より、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補助金交付申請額		円
住宅の取得費用		円
事業 の 成 果	建築場所又は 所在地	魚津市
	取得区分※ (☑してください)	<input type="checkbox"/> 新築 ・ <input type="checkbox"/> 建売 ・ <input type="checkbox"/> 中古
	事業完了日	年 月 日
	延床面積	①自己の居住部分 m^2 ②居住以外の部分（併用住宅の場合） m^2 ③合計（①＋②） m^2
認定通知書の 番号及び日付		年 月 日付け 第 号

備考

次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
- (2) 建物の登記事項証明書
- (3) 工事請負契約書又は住宅売買契約書等の写し
- (4) 世帯全員の住民票の写し
- (5) 世帯全員の市税等の完納証明書（非課税である者は滞納がないことを証明する書類）
- (6) 建物（工事）引渡書の写し
- (7) 住宅の外観写真
- (8) 前各号に定める書類のほか、市長が必要と認めるもの

※建売 築3年以内の入居履歴のない住宅

中古 新築住宅又は建売住宅ではない建築済の住宅

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。